

騒防法・騒特法の概要

騒防法：公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）

騒特法：特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）

		騒防法	騒特法
目的		航空機騒音障害に対する防止措置への助成、移転補償等を行うことで、 関係住民の生活の安定及び福祉の向上 を図る	騒防法に基づく措置のみでは、宅地化が進展する空港周辺の航空機騒音問題の解決が困難であるため、土地利用に関する 私権制限 を行うとともに、 移転補償 の促進等を行うことで、 航空機騒音による障害の発生を未然に防止し、適正かつ合理的な土地利用 を図る
施策の対象	対象空港	羽田、 成田 、伊丹、福岡等14空港	成田のみ
	対象区域	①Lden57デシベル（WECPNL70）以上 学校・病院の防音工事、共同利用施設の整備等に対して助成 ②第一種区域 ※Lden62デシベル（WECPNL75）以上 住宅防音工事、空気調和機器の設置・更新等に対して助成 ③第二種区域 ※Lden73デシベル（WECPNL90）以上 土地の買い入れ、移転補償等が可能 ④第三種区域 ※Lden76デシベル（WECPNL95）以上 緑地帯その他の緩衝地帯の整備 ※第一種・第二種・第三種区域は、国土交通大臣が指定する。	①航空機騒音障害防止地区（防止地区） ※Lden62デシベル（WECPNL75）以上 一定の建築物について、防音上有効な構造とすることを義務付け ②航空機騒音障害防止特別地区（防止特別地区） ※Lden66デシベル（WECPNL80）以上 一定の建築物について、建築制限が課され、移転補償が可能 ※上記の地区は、都市計画に定められている。 都市計画決定は、千葉県が行う。
		学校・病院	防止地区：建築主は、防音上有効な構造とする（ 義務あり ） 防止特別地区：原則として、 建築禁止
		共同利用施設	—
		住宅	防止地区：建築主は、防音上有効な構造とする（ 義務あり ） 防止特別地区：原則として、 建築禁止
	移転補償	第二種・第三種区域：土地・建物等の 買い入れ	防止特別地区：土地・建物等の 買い入れ